

○財務省告示第十一号

農林水産省告示第十一号
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第五号の四の規定に基づき、平成十四年七月一日財務省告示第二十四号(農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の四の資金を指定する件)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日

財務大臣 尾身 幸次
農林水産大臣 松岡 利勝

「次の資金」の下に「6から8までに掲げられたものについては、沿岸漁業を営む者以外の者に対して貸し付けられるものに限る。」を加える。
5の次に次のように加える。

6 災害により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金
7 法令に基づく処分又は行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導をいう。)により経済的損失(漁業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。)を受けた漁業経営の維持安定に必要な資金

8 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む。)になつている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
(1) 最近の決算期における漁業粗収益(法人にあっては、売上高、以下同じ。)が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。
(2) 最近の決算期における所得率(漁業所得法人にあっては、経常利益)を漁業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していること。
(3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
(4) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃料、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

(5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(6) 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(7) 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。
○財務省告示第十二号
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第二の第四号の規定に基づき、平成十四年七月一日財務省告示第二十九号(農林漁業金融公庫法別表第二の第四号の主務大臣の指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第九号各号に規定する資金に該当するものを定める等の件)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日

財務大臣 尾身 幸次
農林水産大臣 松岡 利勝

第一号中「次の資金」の下に「(6)から(8)までに掲げるものについては、沿岸漁業を営む者以外の者に対して貸し付けられるものに限る。」を加え、同(5)の次に次のように加える。
(6) 災害により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金
(7) 法令に基づく処分又は行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導をいう。)により経済的損失(漁業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。)を受けた漁業経営の維持安定に必要な資金
(8) 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む。)になつている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金

イ 最近の決算期における漁業粗収益(法人にあっては、売上高、以下同じ。)が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。
ロ 最近の決算期における所得率(漁業所得(法人にあっては、経常利益)を漁業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していること。
ハ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
ニ 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃料、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
ホ 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
ヘ 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
ト 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。

○厚生労働省告示第二十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第一の2中「1月1日」を「1月1日、8日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月1日に限る。)」に改め、同1の注中「この注において」とを削り、同6の注中「第17条第1項第2号」を「第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定後障害者の法第5条第1項第2号に規定する支給決定後障害者等(以下「障害者」という。)及び当該支給決定後障害者等と同一の世界に属する者について指定旧施設サービス等のあつた月に属する年度(指定旧施設サービス等のあつた月が4月から6月までの場合には、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第232条第1項第2号に掲げる所得額(同法第232条の規定により課税する所得額を除く。)の額を合算した額が10万円未満である者並びに同法第27条第1項第2号」に改め、別表第二の2中「第4の2」第5の2及び第6の2中「1月1日」を「1月1日、8日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月1日に限る。)」に改める。
○厚生労働省告示第二十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十条第三項及び第三十条第二項並びに附則第二十二條第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫